

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 10月28日施行された特許法の改正に関して
- 3 オムニバス法の一部を違憲とする判決に関して
- 4 2024年11月12日に発出された主な法令情報（11月14日～12月20日）/
- 5 ご案内

Introduction

明けましておめでとうございます。昨年は多くの企業様大変お世話になりました。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

2024年、インドネシアでは、大統領選挙と地方選挙が重なり、法律に関しても、多くの法令が改正、施行されました。10月28日に特許法が改正されており、本Newsletterでは、改正されたインドネシア特許法の一部をご紹介します。

また、10月31日に、オムニバス法の一部を違憲とする判決が下されました。2025年以降に、この判決の影響から改正法が発出される可能性が高いため、ご紹介します。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

10月28日施行された特許法の改正に関して

2024年10月28日に特許法2024年第65号（以下「特許法」といいます。）が施行されました。今回の改正の目的は、IT関連の技術革新の促進、特許手続きの改善と規定の調整及び国際法への順応で、およそ29項目変更されています。ただし、対応する規則などの下位法令については、公布されていないため、引き続き今後の動向を静観する必要があります。

1. 特許の定義と適用範囲の拡大

特許とは、「技術分野における発明について、一定期間、自らその発明を実施する、及び/又は、他者にその実施を承認する権利として国家が発明者に与える独占的権利」と定義されています（特許法第1条第1項）。また、発明とは、「特定の技術分野で問題を解決する活動として、製品及び/又はプロセス、またはその改良及び/又は開発、システム、メソッド、および使用法」と定義されています（特許法第1条）。特許法2016年第13号第3回改正に関する法律（以下「旧法」といいます）と比較すると、開発プロセスやシステムなどが発明の定義に追加されて、IT関連の開発プロセスやシステムの一部であるソフトウェア関連の発明も、特許保護の対象となりました。

2. 強制実施権（lisensi wajib）に関する規制

強制実施権（lisensi wajib）は一般的に、公共の利益、特に医療や緊急時の社会的需要に応えるために導入されており、特許が不正に独占されることを防ぎ、より広範に活用されることを保証する仕組みで、国際協定においても認められており、インドネシアでも、特許法において、いくつかの規制が追加されました。

今回の改正では、国内市場での需要を最優先し、第三者への譲渡は禁止され（ただし、対象企業の資産や事業の一部に関する実施は例外的に認められます。）、強制実施権の範囲は目的に応じて限定される規定が追加されています（特許法第81条）。そのほか、特許の実施が、独占的行為や不公正な競争を引き起こし

ていると公正取引委員会に判断された場合には、強制実施権の適用は認められない点などが追加されました（特許法第 81 条）。

強制実施権の消失について、旧法の下では a.) 強制実施権付与の根拠が存在しない場合、b.) 強制実施権の受領者が強制実施権を行使しない、または速やかに実施するための適切な準備を行わない場合、c.) 強制実施権の受領者がその他の条件および規定を遵守しない場合、が規定されていましたが、新たに、d.) 最初の強制実施権の付与日から 2 年以内に公共の利益を損なってしまう場合、が追加されています（特許法第 103 条）。

さらに、政府による特許の使用は、国防や安全保障及び緊急の公共の利益の追求を目的としており、旧法の下では特に、医薬品やバイオ製品を対象としていましたが、特許法の下では、目的を大規模な突然の死亡を引き起こす可能性のある事態、重大な身体障害を引き起こす事態、公衆衛生上の緊急事態に対処するため、と具体化、追加した上で、対象を①医薬品、医療機器、②化学製品、③動物用医薬品、④自然災害対処に関連する製品、とより明確化しました（特許法第 109 条）。

3. 特許申請手続きに関して

申請手続きについて、主に出願要件が変更されました。出願書類に関して、発明者譲渡書類の提出が必要なくなり、遺伝資源や伝統的知識に基づく発明の場合に宣誓書を添付すべきことが追加されました（特許法第 25 条）。

また、インドネシア国内に居住地を持たない申請者は、申請時に、国内に居住地をもつ代理人を指定し、代理人の住所を指定しなければならないことが規定されています（特許法第 28 条）。居住地とは、個人または法人が一定の期間にわたり生活や活動の拠点として選択し、行政および法的手続きにおいて正式に登録されている場所を指します（人口管理法 2006 年第 23 号第 1、15 条）。外国語で出願する場合は、インドネシア語に翻訳した説明文を受理日から 30 日以内に提出する必要があります（特許法第 30 条）。

申請の要件に不備があった場合には、最長 3 ヶ月以内に要件を満たすように修正しなければなりません。3 ヶ月以内での修正が難しい場合には、延長申請をすることでさらに最長 2 カ月間の延長が可能となりました。さらに、災害などの緊急事態の時には、最長 6 カ月間の延長も可能です（特許法第 35 条）。

オムニバス法の一部を違憲とする判決に関して

2024 年 10 月 31 日に、憲法裁判所が 168/PUU-XXI/2023 号判決を下しました（以下「本判決」といいます）。本判決は、雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号（以下「オムニバス法」といいます。）に関する内容です。

背景として、オムニバス法の制定により、労働法が大幅に改正されましたが、一方で、オムニバス法に対する反対は根強く、憲法裁判所による司法審査が実施され、2021 年にオムニバス法を条件付きで無効と判断する判決がなされました。これを受けて、2022 年に雇用創出に関する法律代替政令 2022 年第 2 号がオムニバス法を改正するものとして制定され、インドネシア政府は、当該法律代替政令の法的根拠を明確にするとともに、オムニバス法の一部を改正する法律として、雇用創出に関する法律代替政令 2022 年第 2 号に代わる法律 2023 年第 6 号（以下「改正オムニバス法」といいます。）を制定しています。本判決は、インドネシアの労働組合等からのオムニバス法に関するさらなる申し立てに端を発するもので、申し立ての一部が容認されています。

1. 判決の内容

本判決ではオムニバス法に関連する 7 つの項目の申請に対して、判決が下されました。以下にて、主な申請内容と本判決で示された内容の一部をご紹介します。

(1) 外国人労働者に関する規定（改正オムニバス法第 42 条）

・申請：オムニバス法では外国人労働者には「特定の役職」のみに就労できる規定があるが、不明確である。

判決：多様な解釈が可能でありインドネシア人労働者の権利を侵害する可能性があるという点から、外国人労働者には、必要な能力の基準を示す資格証明書や学歴証明書によって裏付けられた役職に適したスキルが確認されなければならない。また、外国人労働者はインドネシア人労働者に技術と専門知識の移転を保証する必要があり、違反した場合、RPTKA（外国人労働計画の承認）が取り消され、更新も拒否されるべき。

(2) 有期雇用契約（改正オムニバス法第 57 条）

・申請：書面で雇用契約書が作成されない場合、労働者の権利が損なわれてしまう可能性がある。

判決：インドネシア語での書面作成を必須とした。また、契約期間は最長 5 年間であることを再確認している。

(3) アウトソーシング（改正オムニバス法第 64 条）

・申請：アウトソーシング可能な業務の範囲についての明確な法的基準が欠如している。

判決：労働大臣はアウトソーシング可能の対象となる業務の種類と分野を指定する必要がある。

(4) 休暇と賃金（改正オムニバス法第 79 条）

・申請：週 6 日勤務の従業員への 1 日間の週休は明記されているが、週 5 日勤務の従業員に対する 2 日間の週休が明記されていない。

判決：法律には「1 日間の休暇（週 6 日勤務）」または「2 日間の休暇（週 5 日勤務）」が含まれるべきである。

(5) 解雇（改正オムニバス法第 154 条）

・申請：解雇に関連する補償や解決プロセスの説明が不十分である。

判決：雇用者は労働者との協議を尽くした後で、労働裁判所の判決を得て、初めて従業員を解雇することができ、それまでの間は給与を支払わなければならない。

(6) 賃金（改正オムニバス法第 90 条）

・申請：「最低賃金以上の賃金は、雇用者と労働者の間での合意に基づいて決定される」という規定が労働者の権利を損なう可能性がある。

判決：「最低賃金以上の賃金は労働者、雇用者、および労働組合の間で合意に基づいて決定される」と規定するべき。

(7) 退職金（改正オムニバス法第 156 条）

・申請：退職手当（uang pisah）、権利補償手当（uang penggantian hak）、および功労金（uang penghargaan masa kerja）の計算方法や最低額が不明確であり、労働者が不当に少ない補償を受ける可能性がある。

判決：補償金額および支払い条件に最低基準を設け、雇用者が法定最低額を超える退職金を支払う必要がある。

本判決は総じて、労働者の権利を強くするものとされており。現在、憲法裁判所は、新しい労働法の策定と、現在の労働法から本判決に関する規定の削除と改正を要求しており、今後、本判決に沿った新しい労働法規定の策定が予想され、その法令の下では、本判決では示されなかった、より具体的な内容にも言及されるものと思われます。

2024年11月12月に発出された主な法令情報(11月14日~12月20日)/ Major updates on Legislations in October 2024 & November 2024 (October to November)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
14-Nov	Peraturan Menteri Kesehatan Nomor 17 Tahun 2024 保健医療分野における事業活動および製品基準に関する保健大臣令 2021年第14号の第二次改正に関する保健大臣令 2024年第17号の施行	Ministry of Health
20-Nov	Peraturan Menteri Perindustrian Nomor 64 Tahun 2024 熱間圧延鋼板、コイル並びに冷間圧延鋼板のインドネシア国家規格の適用に関する工業大臣令 2024年第64号	Ministry of Industry
20-Nov	Peraturan Menteri Perindustrian Nomor 71 Tahun 2024 Tentang Pemberlakuan Standar Nasional Indonesia untuk Pelek Kendaraan Bermotor Kategori M, N, O, dan L Secara Wajib 自動車リムに関するインドネシア国家規格に関する工業大臣令 2024年第71号施行	Ministry of Industry
21-Nov	Peraturan Menteri Hukum Nomor 1 Tahun 2024 Tentang Organisasi dan Tata Kerja Kementerian Hukum 法務省の組織および業務手順に関する 2024年法務大臣令第1号の施行	Ministry of Law
28-Nov	Pemberlakuan Peraturan Menteri Nomor 21 Tahun 2024 漁業用種苗制度に関する海事水産大臣令 2024年第21号の施行	Ministry of Maritime Affair
4-Dec	Peraturan Menteri Ketenagakerjaan Nomor 15 Tahun 2024 Tentang Pemberian Tunjangan Kinerja Pegawai di Lingkungan Kementerian Ketenagakerjaan 労働省における職員業績手当の支給に関する労働大臣令 2024年第15号の施行	Ministry of Manpower
17-Dec	Peraturan Menteri Keuangan Nomor 102 Tahun 2024 一般会計特定用途技術指針の改正に関する財務大臣令第102号の一部改正に関する財務大臣令 2023年第110号の施行	Ministry of Finance
18-Dec	Keputusan Menteri No. 15 tahun 2024 dari Menteri Energi dan Sumber Daya Mineral エネルギー鉱物資源大臣令 2023年第10号の改正に関する 2024年エネルギー鉱物資源大臣令 2024年第15号の施行	Ministry of Energy and Mineral Resources

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。インドネシアの年末年始では、レバランなどの宗教行事が年間で最も大きなイベントのため、その時期に比べると日本のような、おせちや初詣のような行事は少ない印象です。

しかし、年越しのタイミングでは、道端などの多くの場所から花火が上がる等、日本とは違った盛り上がりを見ることができます。

また、年末のクリスマスシーズンでは、ショッピングモールやレストランなどは、クリスマス仕様が変わり、日本とは気候は異なりますが、似通った雰囲気を感じることができます。

2024年には多くの方々とお付き合いさせていただき、ありがとうございました。2025年もより有益な情報を配信したく思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



本稿は、2024年12月20日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No.Kav. 3,
 Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
 URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn